

# 令和7年度事業計画

## ■はじめに

令和7年に入り、団塊世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」といわれる節目も年を迎えました。いつまでも元気で地域とのつながりを持ち、生きがいや役割を実感しながら暮らせる地域づくりが求められています。

社会福祉協議会基本要項2025が発出されます。今求められる社会福祉協議会の役割を再確認し、西東京市の地域福祉を推進するにふさわしい西東京市社会福祉協議会の取り組みを確認する機会とします。

令和7年度の事業実施にあたっては、今まで取り組んできた介護予防事業と市民協働推進センター事業を手放すこととなりました。令和6年3月に策定された令和6年度から5年間の地域福祉増進における活動指針として第五次西東京市地域福祉活動計画及び第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためにアクションプランに基づいて地域課題の解決に取り組んでいきます。

生活支援体制整備事業については、令和7年度に就労的活動支援コーディネーターの配置により体制を強化し、高齢者のボランティア活動の推進、介護予防や社会参加につながるサロン活動など様々な場作りをとおして高齢者の地域活動や社会参加の支援を行います。また、社会資源を開発するにあたり、地域福祉コーディネーター事業と効果的な連携を図っていきます。

権利擁護センターあんしん西東京事業については、引き続き広報、相談、成年後見利用促進、後見人支援について体制を整備し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、日常生活自立支援事業との連携により利用者にふさわしい制度活用を進めていきます。

財政面においては、引き続き積立金を取り崩す対応が必要なため、厳しい状況に置かれています。

このような状況の中、本会事業のさらなる充実や組織体制の強化、職員の資質向上などに努め、社会情勢や支援施策の変化を踏まえ、市との連携・調整、さらなる工夫を行いながら事業執行に努めてまいります。

### 1. 第五次西東京市地域福祉活動計画の推進

令和6年3月に策定した「第五次西東京市地域福祉活動計画」に基づき、引き続き地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。また、合わせて、「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」についても、年次目標達成に向けて西東京市地域福祉活動計画進行管理委員会における評価を踏まえ、積極的に取り組んでいきます。

### 2. 組織・職員定員適正化の継続的な検討

地域課題等の解決に関わる相談支援部門の体制充実や必要となる人員の適正確保、職員の定年延長への対応について、職員定員適正化計画に位置付け直し、西東京市との協議・調整を継続的に進めます。また、市所管課と連携し、人材を確保するために計画的な職員採用をハローワークや福祉系大学等と連携し、実施していきます。

### 3. 職員のスキルアップ

国や西東京市の動きに合わせて、地域ニーズを的確に把握し、市民の期待に応えるよう、地域づくりを進めます。平成28年に策定した「人材育成・活用基本方針」、平成29年に策定した「職員研修方針」に基づき、本会職員のスキルアップを図るとともに、新規採用職員の計画的な育成に努めます。

### 4. 自己財源の確保

令和6年3月に改訂された「自己財源確保計画（改訂版）」の着実な実行に向けて、全職員が一丸となって、自己財源の確保に取り組みます。

## ■事業計画概要

### ＜組織全体の取り組み＞

#### 1. 第五次西東京市地域福祉活動計画の推進

##### (1) 西東京市版地域共生社会の実現に向けた取り組み（西東京市スタイル2.0の構築）

西東京市では、福祉分野の相談だけでなく、地域で生活する上において必要となる様々な相談支援を行う総合相談窓口「福祉丸ごと相談窓口」を設置し、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施をとおして地域生活課題の解決に取り組んでいます。

本会においても、総合相談窓口の要となる地域福祉コーディネーターの配置により、ふれあいのまちづくりなどの地域福祉活動との連携を深め、また生活支援コーディネーター（地域サポートりんく）および西東京ボランティア・市民活動センターの事業が連携を図り、地域課題の解決を図る西東京市スタイル2.0の構築にむけ積極的に努めます。また、「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」を、実施項目ごとに達成に向けて着実に取り組んでいきます。

#### 2. 自己財源の確保

##### (1) 自己財源確保計画の実行

「自己財源確保計画（改訂版）」を、プロジェクトチームを中心に全職員が一丸となって取り組むことにより、財源確保に努めます。

#### 3. 市内社会福祉法人との連携強化

##### (1) 西東京市社会福祉法人連絡会の事務局運営

- ①「西東京市社会福祉法人連絡会」全体および地域公益活動分科会、人材確保・育成活動分科会、広報啓発活動分科会の事務局機能を担います。
- ②フードドライブ事業、各法人の専門性を生かした相談窓口の実施や市内の法人間の連携による地域における公益的な取り組みを充実強化できるよう、取り組みます。

#### 4. 災害に備えた取り組み

##### (1) 西東京市との連携

- ①災害ボランティアセンターの設置運営のみならず、近年の台風災害等における本会の役割等についても、西東京市所管部署と協議・検討をしていきます。

##### (2) 災害に備えた訓練の実施

- ①災害時の事業の円滑な継続・実施のために、災害時初動訓練を実施します。
- ②西東京市総合防災訓練において、内容を充実させて災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。それにより、災害時には被災市民に対する生活の復興支援・生活再建支援を行います。

### (3)被災地への職員派遣の実施

- ①他地域で起きた災害に対し、東京都社会福祉協議会等から職員の派遣依頼があった場合は、事業場内の業務の調整を行ったうえで職員の派遣を実施します。

## ＜総務課の取り組み＞

### 1. 組織運営・強化

#### (1)理事会、監事会、評議員会の開催

- ①社会福祉法に基づいた適切な会議運営を行うとともに、役員、評議員への積極的な情報提供を行い、法令に沿った適正かつ効果的な組織運営に努めます。
- ②4年に1回迎える、役員、評議員一斉改選に向け、円滑な改選手続に努めます。

#### (2)各種計画などの確実な実行と進行管理

- ①人材育成・活用基本方針、自己財源確保計画（改訂版）などの各種計画が確実に実行されるよう、計画的に取り組むとともに、その進行管理を行います。
- ②第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン、効果的な事務事業評価制度を実施し、事務事業の改善・強化に取り組むとともに、人事考課制度および職員研修方針により職員のスキルアップを図ります。

#### (3)財務基盤の強化

- ①社会福祉協議会に対する理解と参加を得るために、様々な媒体や機会を活用した広報活動を強化し、会員加入の促進に努めます。
- ②組織の見直しや必要となる人員の適正確保について、適正な内部留保や退職引当金の確保なども含め、西東京市との協議・調整を進めます。
- ③市民の参加によるチャリティ・市民ゴルフ大会の開催やチャリティバザー等の実施の他、自己財源の確保に努めます。また、新たな市民の参加によるチャリティ事業の実施について検討します。
- ④「香典寄附」、「相続寄附」、「遺贈」による寄附の方法を市民へ周知し、理解を求める。
- ⑤「地域福祉応援型自動販売機」事業の拡大に努めます。
- ⑥本会ホームページへのバナー広告の掲載を募集し、その広告料を自己財源の一つとします。

#### (4)DX化の推進と情報セキュリティの確保

- ①最新のシステムやツールを活用することによって、組織全体や業務フロー、はたらく方を再構築し、より地域福祉の推進に注力できるよう取り組みます。
- ②情報セキュリティポリシーの遵守に努めるとともに、情報セキュリティポリシーの実施手順書の整備を順次行います。

### 2. 調査研究

#### (1)西東京市地域福祉活動計画

- ①第五次西東京市地域福祉活動計画及びアクションプランの推進と周知を図り、新たな西東京市版地域共生社会の実現に向けた取り組み（西東京市スタイル2.0の構築）を推進していきます。

## (2) 社会福祉法人連絡会

①市内社会福祉法人同士の連携をより深め、各法人の専門性や経験を活かし協働して、地域に貢献するにあたり、本会が事務局を担い積極的に推進します。また、分科会機能を活かした課題解決に取り組むとともに、加盟法人の横断的取り組みについて検討を進めていきます。

## 3. 連絡調整

### (1) ネットワークづくり

- ①保健、医療、福祉、教育などの機関や、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループをはじめ各市民活動団体などとの連絡、調整に努め、課題の解決やネットワークづくりをとおして、地域福祉の推進に取り組みます。
- ②西東京市社会福祉法人連絡会への支援および法人連絡会がN P O法人や他団体と連携できるよう、支援します。
- ③地域全体における連携を強化するため、組織内の連携のあり方を協議します。

## 4. 普及宣伝

### (1) 広報活動

- ①ホームページやS N Sの活用や社協だより、掲示板、パンフレットなどによる広報活動をとおして、市民に必要な情報を提供します。
- ②各種事業への市民参加の促進に努めると同時に、地域の取り組みに積極的に参加することで普及宣伝につなげます。
- ③広報媒体に本会のキャラクター「福しあんごうくん」を積極的に掲載するとともに、「福しあんごうくんガチャ」や「福しあんごうくんの着ぐるみ」を活用することで、若い世代への本会の存在を周知します。

## 5. 公益事業

### (1) 要介護認定調査事業（市受託事業）

- ①東京都の指定市町村事務受託法人として、西東京市との協働により調査事業の一部を受託し、専門性、信頼性のある要介護認定調査を実施します。西東京市が定めた地域割の順に全市の調査を行います。

## ＜福祉活動推進課の取り組み＞

### 1. 福祉活動推進事業

#### (1) 相談支援事業（市受託事業）

地域福祉コーディネーターが、個別の生活課題や地域課題の相談を受け、ほっとネット推進員やふれあいのまちづくり住民懇談会、関係機関・団体などと連携して解決に向けて、地域福祉コーディネーター事業に取り組みます。重層的支援体制整備事業を推進するため、関係機関、団体などへの周知を行うとともに、連携、協働の強化を図ります。

#### (2) 小地域福祉推進事業

ふれあいのまちづくり推進委員会においてふれまち事業のあり方について検討し、地域福祉の推進のために提言を行います。ふれまち助け合い活動を広報するとともに、新たな活動者を増やします。また、地域活動拠点を近隣住民などの理解と協力を得ながら運営します。北部地域の新規活動拠点の開設に向けて、関係各所に

働きかけを行います。

地域福祉活動を推進するため、歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金を活用して地域活動団体などに助成します。

### (3) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

高齢者自身が地域の担い手となれる新たな機関の創出・拡充をめざした就労的活動支援コーディネーターを配置し、高齢者個人の特性や希望にあった高齢者のボランティア活動を推進します。

また短期集中予防サービス（通所型サービスC）に対して地域資源の情報提供や、介護予防や社会参加につながるサロン活動など様々な場づくりの支援に取り組みます。併せて、ささえあい協力員と市内登録団体による地域のゆるやかな見守り活動や、ささえあい訪問協力員による高齢者宅への訪問見守り活動に取り組みます。

## 2. ボランティア・市民活動推進事業

### (1) ボランティア活動の推進

ボランティアの力を借りたい人とボランティア活動をしたい人をつなぎます。コーディネート業務で把握したニーズを解決するための事業を企画・実施します。ボランティアニーズに即した講習会や福祉体験、夏！体験ボランティアなどを企画、実施します。

### (2) 災害時に備えた取り組み

災害に備えた取り組みとして、災害時におけるボランティアの確保と災害ボランティアセンター設置時の協力スタッフを増やすため、各種養成講習会を開催します。平時において、災害時の課題解決に向けたネットワークづくりや、災害時における対応につなげる取り組みを行います。

## 3. 募金事業

部署間連携事業の一環として、以下の募金事業を推進します。

### (1) 歳末たすけあい・地域福祉募金運動

民生委員・児童委員や地域で活動している方々の協力を得て、地域福祉活動の充実を図ることを目的に歳末たすけあい・地域福祉募金運動を展開します。職員全員で募金活動および募金箱設置先、募金協力事業所の開拓に取り組み、配分検討委員会において、地域ニーズに沿った配分を検討します。

### (2) 共同募金運動

赤い羽根共同募金運動に協力し、地域福祉の増進を図ります。民生委員や地域で活動している方々と協働して募金活動を展開するとともに、地域福祉ニーズを反映させるため、西東京地区協力会に共同募金配分推せん委員会を設置し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行います。

## ＜福祉支援課の取り組み＞

### 1. 福祉サービス支援事業

#### (1) 権利擁護センターあんしん西東京事業（市受託事業）

第5期西東京市地域福祉計画における成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の体制整備と計画の推進に努めます。権利擁護センターの広報・啓発に力を入れ、市民や関係機関に向け講座等を開催します。権利擁護支援の地域連携ネット

トワークの構築にむけて協議会の準備に取り組みます。

#### (2) 日常生活自立支援事業（東社協受託事業）

日常的金銭管理や書類などの預かりを行うことで、安心して地域で生活できるよう支援します。成年後見制度が必要になったとき、スムーズに移行できるよう、係内の連携を強化します。

#### (3) 法人後見事業

アクションプランに基づき、法人後見業務を行います。社会貢献型後見人（市民後見人）研修修了生の実習、育成を行います。また、社会貢献型後見人の後見監督人を受任し、後見人が行う事務の監督を行います。

#### (4) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

生活に困窮するなどの困難を抱えた市民の相談を受け止め、課題を把握、分析します。その課題解決のために、就労準備支援事業やひきこもり・ニート対策事業など、関係機関と連携して支援するとともに、潜在的生活困窮者の発掘やアウトリーチに取り組みます。

## 2. サービス提供事業

#### (1) 在宅福祉サービス事業

地域の中で高齢や病気、けが、産前産後などにより日常生活上お手伝いが必要な方に、有償にて援助活動を行う社協会員相互の助け合い活動を支援します。安心して暮らせる地域づくりを推進するため、協力会員の増強とスキルアップを図ります。

#### (2) ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

地域で、児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望するファミリー会員と支援を行うサポート会員との相互援助活動を支援します。サポート会員を増やすこと、安心・安全な活動がきるようサポート会員のスキルアップに取り組みます。多様なニーズに対しては関係機関と連携の上、取り組みます。

#### (3) 高齢者生きがい推進事業（市受託事業）

福祉会館・老人福祉センターにおいて、健康教室および各種講座を実施します。シニア大学などの事業を実施することにより、高齢者の生きがいづくりを進めます。

#### (4) 生活福祉資金貸付事業（東社協受託事業）

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付では、償還等手続きに関して、丁寧に相談にのり、その方に応じた支援をします。また、従来の貸付制度についても、貸付対象とならない場合には関連する他事業と連携し、支援に繋がるよう努めます。

#### (5) 受験生チャレンジ支援貸付事業（市受託事業）

高校、大学などの受験生の子どもがいる世帯で、一定の要件に当てはまる世帯に対し、学習塾などの費用や高校、大学などの受験費用について貸し付けを行うことにより、世帯の経済的負担軽減を図ります。